

==== 公布された条例のあらまし ====

◇鳥取県教育審議会条例及び鳥取県税条例の一部改正について

1 条例の改正理由

スポーツ振興法が全部改正されたことに伴い、関係する条例について所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 鳥取県教育審議会条例の一部改正

鳥取県教育審議会の所掌事務について定めた規定中、引用しているスポーツ振興法の法律名及び根拠条項を改める。

(2) 鳥取県税条例の一部改正

ゴルフ場利用税の税率の特例について定めた規定中、引用しているスポーツ振興法の法律名及び根拠条項を改める。

(3) 施行期日は、平成23年8月24日とする。